

# 全日本トラック協会ニュース

## 消費税の転嫁・表示カルテルを 公取委へ届出

— 消費税転嫁特別措置法に基づき —

全日本トラック協会は 12 月 9 日、公正取引委員会に対して、消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテルおよび表示カルテル）の実施について、都道府県トラック協会を含め一括して届出し、同日付で受理されました。

消費税の転嫁・表示カルテルについては、消費税増税分の円滑かつ適正な転嫁の確保を目的に、消費税転嫁対策特別措置法に基づいて行われたもので、この届出受理により、「転嫁カルテル」および「表示カルテル」が、独占禁止法の適用除外となります。

今回届出を行った共同行為は別紙の通りです。

◆お問い合わせ先 (公社)全日本トラック協会 <http://www.jta.or.jp/>  
総務部広報室 金子・大橋 ☎ 03-5323-7242  
企画部 小山・和田 ☎ 03-5323-7625

## 消費税率引上げに伴う転嫁・表示カルテルの独占禁止法適用除外

- 平成26年4月に消費税が現行の5%から8%に引き上げられることが決められており、さらに平成27年10月より10%に引き上げられる予定となっている。
- 消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、平成25年10月から消費税転嫁対策特別措置法が施行され、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（「転嫁カルテル」・「表示カルテル」）が独占禁止法の適用除外とされることとなった。
- 全ト協としても、消費税増税分の確実な転嫁を目的として、12月9日「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」の届出を行い、受理された。

※カルテルとは・・・

事業者が、他の事業者と共同して価格や生産計画を決定することで、市場における競争を制限する行動のこと。

## 「消費税の転嫁の方法の決定」に係る共同行為（転嫁カルテル）

- 「消費税の転嫁の方法の決定」として行うことのできる行為と、全ト協が届出を行った共同行為は以下のとおり。
  - (1)各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
  - (2)消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定
  - (3)消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定（処理の方法については、各事業者の判断で行う。）

## 転嫁カルテルを届け出ることにより可能となる具体的行為（例）

- ①関係荷主団体、荷主企業に対し消費税増税分の転嫁に係る要請文を発出すること。
  - ②関係荷主団体、荷主企業を対象とした消費税増税分の転嫁に係るチラシを作成し配布すること。
  - ③消費税増税分の転嫁に係る広告を新聞等に掲載すること。等
- ※上記行為は、全ト協・都道府県ト協・会員事業者連名で実施することができる。

## 消費税の転嫁・表示カルテルの届出について

### 「消費税についての表示の方法の決定」に係る共同行為（表示カルテル）

○「消費税についての表示の方法の決定」として行うことのできる行為と、全ト協が届出を行った共同行為は以下のとおり。

- (1)見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定
- (2)価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

### 表示カルテルを届け出ることにより可能となる具体的行為（例）

○見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税増税分を確実に転嫁するため、消費税額を別枠表示するなど帳票類の統一様式を作成すること。等

※上記行為は、全ト協・都道府県ト協・会員事業者連名で実施することができる。

### 消費税転嫁・表示カルテルが認められる期間

共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に行う共同行為に限る。

### 都道府県ト協における届出について

転嫁・表示カルテルの届出については、全ト協が都道府県ト協を含め一括して公正取引委員会に届出たため、都道府県ト協が届出する必要はない。